

## **「黒い雨」訴訟の高裁判決の確定を歓迎し、 ビキニ核被災元船員の救済を求めます**

2021年8月18日

ビキニ労災訴訟を支援する会  
太平洋核被災支援センター

7月26日、国の上告断念で「黒い雨」訴訟の広島高裁判決が確定しました。長年にわたりあきらめずに闘ってこられた原告84名の方々、支援されてきた被爆者をはじめ多くの方々々に心からの敬意とお祝いを申し上げます。

ビキニ核被災元船員の救済をめざす私たちの運動にとって、今回の勝訴は特別な意義を持ち、力強い励ましと希望になっています。

「黒い雨」による被ばくも、ビキニ周辺海域に降った「死の灰」による被ばくも、放射性降下物による内部被ばくとして共通しているからです。また、原爆投下後の内部被ばくを軽視し続け、ビキニ核被災の内部被ばくを無視し放置してきた日米両政府の本質は共通したものです。

今回の広島高裁判決は、国が提出した「専門家」の見解をことごとく斥けた歴史的な判決となりました。高裁判決は、爆心から北西に卵型に拡がるとした「宇田雨域」の原資料を発掘し再検討した元気象研究所の増田善信氏が、その後の聞き取り調査でより広く補完した「増田雨域」を評価し、降雨域内の雨の降り方が極めて不規則で複雑な形であることを明確に認めました。そして「増田雨域」は、原爆投下後3日目の土壌中のセシウム137の再調査結果を1996年に公表した広島大工学部静岡清教授の調査と矛盾しないこと、さらに2010年に広島市が実施したアンケート調査の統計解析を行った広島大学原爆放射線医科学研究所大瀧慈教授による雨域推定とも矛盾しないことを認めました。

さらに重要なことは、1991年に国が採用した「黒い雨専門家会議」の「黒い雨」気象シミュレーションは、乾燥したネバダの砂漠地帯のものであり、広島原爆とは大きな差異があることを明確に指摘したことです。

広島高裁判決は、原告が「黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり」「放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性物質を体内に取り込むことで、内部被ばくによる健康被害を受ける可能性があった」ことを認めました。

広島高裁判決が触れた「雨域」や気象条件に関する判断、放射性降下物による内部被ばくの問題の解明は、そのままビキニ核被災の実相の解明に繋がるものです。

2016年のビキニ核被災元船員の労災申請に対し、所轄する船員保険部が委託した「有識者会議」報告書は、1954年の実験当時に米軍が調べた欠陥だらけの線量調査を使用して放射性降下物による漁船の被ばく線量評価を行いました。1954年の米軍の調査については、1959年の米議会公聴会で、米海軍研究所が「太平洋での水爆実験による放射性降下物が広い範囲にわたって不規則に降下していたこと」を報告していることから、その非科学性は明らかになっています。

有識者会議が当時の非科学的なデータを採用して、ビキニ核被災者の被ばく線量評価を行うことは、許されるものではありません。

さらに船員保険部は、2014年に広島大学原爆放射線医科学研究所の科学者らが調査した、生存中の元船員の染色体異常の調査や歯の線量調査からの実測値に基づく被ばく線量推定値を全く無視し、病気を生じるような被ばくの可能性はないとして、元船員・遺族全員の申請を却下しました。

私たちは、今回の「黒い雨」訴訟で争点となった内部被ばく問題と、ビキニ核被災とは共通した問題があると考えます。

昨年3月30日に原告とその遺族14名は船員保険部の不支給決定を受けて、高知地裁にその取り消しを求めて提訴しました。同時に、日米両政府が200万ドルの見舞金での政治決着を図り、第五福竜丸を除く核被災船員が米国に救済を訴える権利を日本政府が奪ったことに対して、憲法29条に基づく損失補償を求める訴訟も起こしました。

「黒い雨」訴訟原告の皆様のあきらめない意思と、今回の広島高裁判決の確定に、私たちは勇気と確信を得ました。来年3月にはオーストリアで、核兵器禁止条約締約国会議の開催が予定されています。日本政府にオブザーバー参加を求めるとともに、ビキニ核被災元船員と遺族の方々への一日も早い救済の道筋を世界に示す機会にしていくために頑張っていく決意です。

県民の皆さま、全国の皆さまのさらなるご支援を心から呼びかけます。